

＼最大1000万円／

珠洲市起業促進支援補助金

新規起業・第2起業を支援します

対象になる方

新規起業及び第2起業を行う方で、市内に住所を有する個人または事業所を有する法人で下記に該当する方

- 珠洲商工会議所への加入（実績報告書提出までに加入）
- 補助対象経費が450万円を超える事業を行う者
- 5年以上の事業継続等

補助金の額

補助対象経費 × 2 / 3

最大 1000万円

補助対象経費

- ・ 土地購入費
- ・ 事業所購入・新築・改築・増設費
- ・ 事業所賃借料（1年間）
- ・ 機器・機械購入費及び賃借料（1年間）
- ・ 事業所新築・改築・増設に伴う設計費
- ・ 車両購入費（※）

※キッチンカー等の店舗として機能を有する車両の購入に必要な経費

Check

・ 補助金を申請する場合は、事前に産業振興課に相談してください。

審査会（外部委員3名、行政委員1名）による審査を経て、補助金の交付決定等が行われます。

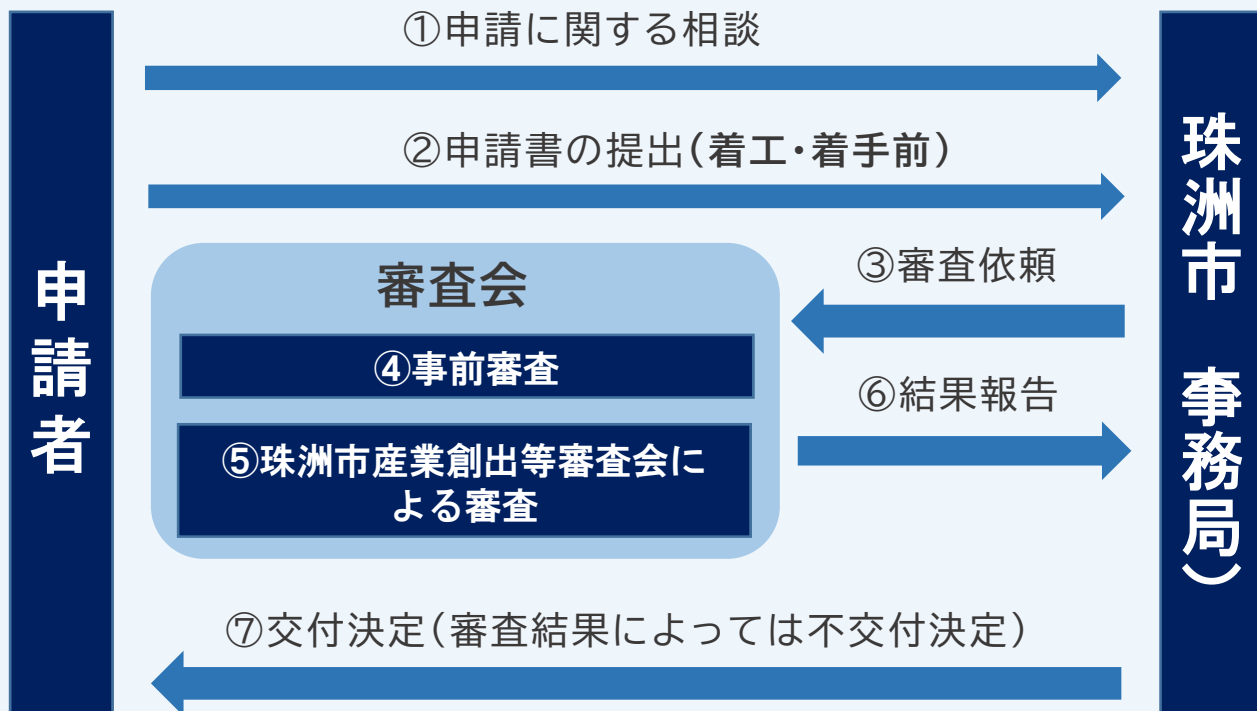
❧ 問い合わせ先

珠洲市役所 産業振興課
0768-82-7775

詳しくは、
珠洲市役所ホームページ



交付決定までの手続きの流れ



補助対象外

■石川県起業補助金や珠洲の仕事場創業・拡大支援助成金との併用はできません。

石川県起業促進補助金や珠洲の仕事場創業・拡大支援助成金を活用し、起業する方は補助対象外となります。

以下に該当する方も補助対象外となります

- ・事業承継するもの
- ・フランチャイズ契約又はこれに類するもの
- ・宗教的活動又は政治的活動が目的のもの
- ・公序良俗に反する者
- ・農業、林業、漁業、金融・保険業、不動産業、学術研究、専門・技術サービス業、医療、福祉、教育、学習支援業、専門サービス業など